



「入社祝い金」等についての社内規定

□ 総則（「入社祝い金」について）

「入社祝い金」が発生する弊社 WEB サイト「<https://smile-care.me/job.php>」の情報をを用いて、入社した場合に限り、入社した新入社員および紹介社員に対して以下の条文に従い、「入社祝い金」および「賞与」をお支払いします。

□ 第 1 条（支払額の変動と決定）

「入社祝い金」の金額は、弊社の採用状況に応じて変動します。新入社員の方が、当社に面接申込をされた日の「入社祝い金」の額が、入社後の「入社祝い金」の額とし、面接申込の過程で弊社と求職者が双方確認するものとします。

□ 第 2 条（新入社員への支払い）

新入社員が、就労を開始し 6 ヶ月を経過後直近の賞与支給月に全額をお支払いいたします。 ※ 1

□ 第 3 条（紹介社員への支払い）

紹介社員とは、当社就業中の社員が当該新入社員を会社に紹介し、採用となった場合に会社が紹介社員に支払うものとする。紹介社員への支払いは新入社員に定められた入社祝い金額に関わらず、新入社員一人の入社につき一律 2 万円とし、当該新入社員が、就労を開始し 6 ヶ月を経過後直近の賞与支給月に 2 万円をお支払いいたします。 ※ 1

□ 第 4 条（支払いが行われない場合の条件）

前条のに関わらず、次項に該当する場合は「入社祝い金」のお支払いは行われません。

1 （職業紹介事業者へ仲介手数料が発生する場合）

新入社員の入社にあたり、職業紹介事業者（ハローワークを含む）や、仲介手数料が発生するルートにて入社した場合は「入社祝い金」の支払い条件に当てはまらないものとします。

2 （当社の定める期間を超えた場合）

新入社員および紹介社員が、当該支払いの賞与支払月に当社就業実態が社会通念上に照らして認められない場合、「入社祝い金」および紹介社員への当該賞与支払いをおこなわないものとします。

ただし、主治医の診断証明書を用いた、治療のためにやむを得ず休業またはそれに準じた休暇、シフト調整をおこなっていると配属先の上長が認めた場合は、就業実態の有無に関わらずお支払いをおこないます。

□ 第 5 条（当社賞与支払月）

当社の賞与支払月は本規定時点では夏季賞与の 6 月および冬季賞与の 1 2 月となります。賞与支払月は、労使協定にて変更する場合があります。

例）4 月 1 0 日に入社した場合、1 0 月 1 0 日に支払い条件を満たし 1 2 月平日末日の冬季賞与にてお支払いします。

□ 第 6 条（注意書き）

1 ※ 1 について

当該支払いは、労働の対価には該当しないので、労働保険の賃金対象外とし計算をおこないますが、社会保険及び所得税の課税対象となることから、その新入社員及び紹介社員が負担するべきと定められた費用を控除した額を支払うものとする。

□ 附則

この規定は 2025 年 7 月 1 日より施行する。(ver.202507)

2022 年 11 月 1 日 制定 (ver.202211)

2023 年 9 月 1 日 改定 (ver.202309)

2025 年 7 月 1 日 改定 (ver.202507)